

前回検討会でいただいた御指摘事項について
 (平成28年度パイロット事業に係るものを除く)

番号	御指摘の概要	事務局からの御回答 (対応の考え方の要旨)
(1) 急性毒性試験と慢性毒性試験の関係等について		
1	<p>これまでの検討会の資料において、慢性毒性試験について急性毒性試験に比べて「より感度が高い」といった主旨の記述があったが、慢性毒性試験が用いられるかどうかは感度とは関係がなく、生物の成長や繁殖といった生物の個体群の維持するために重要な指標への影響が評価できるためである。慢性毒性試験について資料で記述する際は、この特徴を踏まえる必要がある。</p>	<p>今後新たに作成する資料で慢性毒性試験について記述する際には、御指摘に沿った表現を用いる。</p>
2	<p>我が国の水生生物保全に係る環境基準の設定に際しては、慢性毒性だけでなく急性毒性に係るデータも考慮されている。また、米国の WET 試験においては、慢性毒性試験が整備された後も急性毒性試験が引き続き使われている。しかし、これまでの検討会の資料では、これらの事実関係が正確に表現されていない箇所がある。</p>	
3	<p>現段階では、慢性毒性試験のみに着目し、急性毒性試験について特に検討しない明確な理由はないのではないか。</p>	<p>慢性毒性試験に関する検討がこれまで先行していたが、今後の検討では、急性毒性試験と慢性毒性試験のそれぞれの位置付け等について</p>
4	<p>諸外国の WET 試験では、慢性毒性試験だけでなく、急性毒性試験も広く使われている。事業者は、地域住民になぜその試験法を使ったのかという理由や科学的根拠を説明する責任を負っており、今後の検討でこうした点を事業者が説明できるようにしていく必要がある。</p>	<p>御議論いただき、整理いただきたい。</p>
(2) 人材育成等		
5	<p>排水の原因がすぐに分からない場合、事業者等がその調査をして実際に排水改善に至るには、排水に関する相当高度な知識と技能が必要。こうした知識等がある人材を育成する視点を今後の検討では取り入れて欲しい。</p>	<p>今後の「排水改善ガイドライン (仮称)」に関する検討等を通して、御議論をお願いしたい。</p>